

伊勢原市短期集中通所型サービス（生き生き健康教室）事業委託にかかる
企画提案協議実施要領

1 趣旨

伊勢原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則第4条第1項第1号イに規定する第1号通所事業の実施に関する要綱に基づき、老齢期特有の生活機能の低下等により要介護状態または要支援状態となるおそれがある居宅支援被保険者等に対し、これを予防するため、介護予防に関する基礎知識や運動器の機能向上、栄養改善、認知症予防等に関する助言、指導を行い、日常生活機能動作等の改善に向けた支援を行うものとしします。

2 導入業者の決定方法

企画提案協議（以下「企画コンペ」という。）において、企画提案書（「以下「提案書」という。）の内容及びプレゼンテーションによる説明、提案にかかる見積額について評価し、当市において最も適した提案を行った事業者を所要の手続きを経て導入業者として決定します。

その際、費用対効果の面から提案内容に見合った費用であるかどうか、また契約締結後の運用について適正かどうかを評価項目とします。

なお、評価は市の職員等により構成される審査会において行うものとしします。

3 業務内容

別紙仕様書のとおり

4 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 事業場所

伊勢原市内（別途指定）

6 予算限度額

1, 110, 000円×2教室＝2, 220, 000円
（消費税及び地方消費税相当額は別途）

7 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とします。

8 企画コンペにかかるスケジュール

（1）公告	令和7年	4月	4日（金）	
（2）質問書の提出期限	令和7年	4月11日（金）	午後5時まで	
（3）質問書に対する当市からの回答	令和7年	4月18日（金）		
（4）参加申込	令和7年	4月25日（金）	午後5時まで	
（5）審査書類等の提出期限	令和7年	5月	8日（木）	午後4時まで

- | | |
|------------------|---------------------------------------|
| (6) 一次審査 | 令和7年 5月12日(月) |
| (7) プレゼンテーションの実施 | 令和7年 5月20日(火) 午前
※場所：2C会議室(別途詳細指定) |
| (8) 審査結果通知 | 令和7年 5月26日(月) |

9 参加資格等に関する事項

(1) 本業務のプロポーザルに参加する提案者は、公告日から受注候補者決定の日までの間において、次の用件に該当する場合は参加できません。

なお、複数の事業者による共同提案も認めないものとします。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者
- ② 伊勢原市から伊勢原市競争入札参加資格停止等措置要領により競争入札の参加に関して指名停止を受けている者
- ③ 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない者
- ④ 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続をしている者
- ⑤ 国税、及び地方税を滞納している者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- ⑦ 暴力団又はその他構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)の統制下にある者
- ⑧ 暴力団の構成員を役員に含む者
- ⑨ 過去5年以内に地方公共団体や地域包括支援センター等の事業所において、複数回かつ同一の参加者を伴う介護予防教室の受注実績(以下「関連業務実績」という。)がない者。
- ⑩ 契約締結日までに、職員の確保及び名簿の提出が行えない者

(2) 参加申込書類

参加希望者は、下記の書類をメールで提出し、参加申し込みを行うものとします。

① 様式1「参加申込書」

※メールアドレス：hokatsu@isehara-city.jp までお送りください。

(3) 審査書類等に関する提出書類

次に掲げる書類のうち、①から⑤については、各5部提出してください。⑥については、正本を1部のみ提出してください。

①様式2「会社概要調書」

②様式3「関連業務実績一覧」及び関連業務実績が証明できるもの(契約書の写し等)

③企画提案書

- ・実施するプログラムの内容
- ・業務従事者の人員体制(従事者人数及び従事シフトなど)
- ・業務従事者の選定方法、雇用条件等について
- ・現場責任者の配置体制及び従事体制について
- ・仕様書に記載する各種専門職の配置体制、及び関連業務の経験について
- ・参加者への指導及び効果測定、終了時の生活改善に向けた支援について
- ・危機管理について(急病人・事故への対応など)
- ・市との連絡調整の方法について

- ④ 業務執行計画（受注決定後のスケジュールなど）
- ⑤ 見積書及び見積内訳書（社印及び代表者印押印を正本１部、写し４部）
- ⑥ 納税証明書（その３の３、法人税と消費税及地方消費税）

1 0 質問事項について

（１）質問書の提出

本実施要領及び仕様書に記載された内容について質問がある場合は、電子メールにて任意の様式により行ってください。

また、質問を送信した場合は、必ず電話で担当者に受信確認をしてください。

（２）質問書への回答

質問事項は、全参加事業者に対して指定した期日に電子メールにて回答します。

（３）その他

口頭での質問は受け付けません。質問が無い場合には、質問書の提出は不要とします。

1 1 審査書類等の提出方法

原則、担当窓口への持参とします（平日開庁日の午前８時３０分から午後４時まで）。事前に電話連絡のうえお越してください。何らかの事情で来庁が難しい場合は、必ず事前に担当まで御相談ください。

1 2 参加辞退

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、任意の様式により参加辞退を申し出てください。（提出された書類等は返却いたしません。）

1 3 審査（プレゼンテーション）

提案書の内容を具体的に説明する場として、次のとおりプレゼンテーションを実施します。

- （１）書類審査（１次審査）の後、提案プレゼンテーション（２次審査）を実施します。
- （２）プレゼンテーションの持ち時間は６０分（準備・説明４０分、質疑応答２０分）
- （３）プレゼンテーションの開始時間は、別途連絡します。
- （４）プレゼンテーション時における追加資料の配付は不可とします。
- （５）開場に入室できる人数は、準備も含めて３人以内とします。
- （６）会社紹介等の時間も上記の説明時間に含めますので、形式的なものは省略して構いません。

1 4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- （１）審査書類等に関する提出書類が、期限を過ぎて提出された場合。
- （２）提案書類に虚偽または不備の記載があった場合。
- （３）会社更生法等の適用を申請する際、本業務の履行が困難と認められる状況に至った場合。
- （４）審査の公平性を害する行為があった場合。

- (5) 予算上限の超過あるいは著しく低い金額での提案によって、公正な協議が困難と認められる場合。
- (6) 上記各号に該当するほか、審査を行う中で内容が著しく不適当と審査者が認める場合。

1 5 契約方法

提出された企画提案書、提案プレゼンテーションの内容に基づき、当市との受注候補者にて契約内容の協議を行い、随意契約により契約を締結します。

なお、受注候補者との協議において双方が合意に至らなかった場合には、次点候補者との協議を行うものとします。

1 6 その他の留意事項

- (1) 提案書類に関して、電話、口頭による照会は応じません。
- (2) 本件の提案等に伴い発生した費用について、当市は一切負担しません。
- (3) 提出された提案書は、業者を選定する目的のみで使用し、他の目的では使用しません。
- (4) 企画コンペ実施期間（導入業者決定まで）は、本件にかかる営業活動は差し控えてください。
- (5) 審査の最終結果については、全参加者へ書面により通知します。
- (6) 審査経過及び結果に対する意義申し立て等には一切応じません。
- (7) 本件に係る情報公開請求があった場合には、当市が公開することが適当でないと判断した項目を除き、企画提案書等の内容を請求者に公開するものとする。